

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

告 示

- 告示第17号 市営住宅に係る利便性係数……………（住宅課）…2
- 告示第18号 指定居宅介護支援事業所の指定
 ………………（介護保険課）…2
- 告示第19号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第20号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2
- 告示第21号 自動車臨時運行許可番号標の失効
 ………………（市民課）…2

公 告

- 公告第7号 天ヶ瀬ダムかわまちづくり広場等整備工事（休憩施設等）に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…3
- 公告第8号 天ヶ瀬ダムかわまちづくり広場等整備工事（芝生広場等）に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…5

公 営 企 業

- 告示第1号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始……………7

告示

宇治市告示第17号

市営住宅に係る利便性係数について

宇治市市営住宅条例(平成9年宇治市条例第24号)第12条第2項の規定により数値を定めたので、宇治市市営住宅条例施行規則(平成10年宇治市規則第8号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

令和8年2月27日

宇治市長 松村 淳子

Table with 3 columns: 名称, 住戸番号, 数値. Row 1: 宇治東山市営住宅, 21号、22号、23号、24号, 0.6984

令和8年4月分の家賃から適用します。

宇治市告示第18号

指定居宅介護支援事業所の指定について

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所として次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

令和8年2月27日

宇治市長 松村 淳子

Table with 5 columns: 介護保険事業所番号, 事業所の名称, 事業所の所在地, 事業者の名称, 指定年月日, サービスの種類. Row 1: 26712, ワンサポート京都, 株式会社ワンサポート, 令和8年3月1日, 居宅介護支援

宇治市告示第19号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和8年2月27日から14日間

令和8年2月27日

宇治市長 松村 淳子

Table with 6 columns: 路線名, 区間, 前後別, 幅員(m), 延長(m), 備考. Rows include 伊勢田町123号線 and 大久保町16号線.

Table with 5 columns: 路線名, 区間, 前後別, 幅員(m), 延長(m). Rows for 大久保町17号線.

宇治市告示第20号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和8年2月27日から14日間

令和8年2月27日

宇治市長 松村 淳子

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 供用開始年月日. Rows for 伊勢田町123号線, 伊勢田町223号線, 大久保町16号線, 大久保町17号線.

宇治市告示第21号

自動車臨時運行許可番号標の失効について

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので告示します。

令和8年2月27日

宇治市長 松村 淳子

臨時運行許可番号標 番号	失効年月日	貸与年月日
京都 737 宇治	令和8年2月27日	令和7年8月27日

公 告

宇治市公告第7号

天ヶ瀬ダムかわまちづくり広場等整備工事（休憩施設等）に係る条件付一般競争入札について

天ヶ瀬ダムかわまちづくり広場等整備工事（休憩施設等）について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、本工事は、「週休2日促進工事」として、月単位の週休2日に取り組む工事です。

令和8年2月13日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 天ヶ瀬ダムかわまちづくり広場等整備工事（休憩施設等）
- (2) 工事場所 宇治市宇治金井戸15番地の15
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

- ・規模構造 鉄骨造 平屋建て
- ・延床面積 81.23㎡

○工事概要

- ・休憩施設等新築に伴う建築工事 一式
- ・浄化槽新設工事 一式
- ・既存浄化槽撤去工事 一式
- ・上記に伴う電気設備工事 一式
- ・上記に伴う機械設備工事 一式
- ・上記に伴う撤去・処分 一式

- (4) 工 種 建築一式工事
- (5) 工事期間 契約日から令和8年9月28日まで 187日間
- (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続

開始決定がなされている場合を除く。

- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が750点以上であること。
なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす主任技術者資格又は監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
 - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - ③ 営業所技術者の場合は、建設業法第26条の5に定める要件を満たしていること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
 - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 営業所技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。
- (2) 資格確認資料として添付する書類
資格確認資料は、次のものとする。
 - ① 配置予定技術者調書
 - ② 配置予定現場代理人調書
(配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)
- (3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布
 - ① 入手方法
・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。
 - ② 配布期間
令和8年2月13日 午前9時から
令和8年2月19日 午後2時まで
 - ③ その他
確認申請書等作成説明会は、実施しない。
- (2) 確認申請書の提出
 - ① 提出方法等
・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は

、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。))。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和8年2月13日 午前9時から

令和8年2月19日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和8年3月3日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和8年2月13日 午前9時から

令和8年3月18日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること(郵送及び電子メールによるものは受け付けない。))。

(2) 提出先

質疑宛先: 宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号: 0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和8年2月13日 午前9時から

令和8年3月4日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和8年3月10日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和8年3月17日 午前9時から午後6時まで

令和8年3月18日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和8年3月19日 午前9時00分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、97,691,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、81,455,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。なお、令和8年度の前払金を令和7年度の前払金に合わせて、令和7年度に請求することはできない。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和7年度 40パーセント

令和8年度 60パーセント

(4) 各年度の出来高予定額

各年度の出来高予定額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和7年度 0パーセント

令和8年度 100パーセント

18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市公共工事の前払金に関する規則(昭和49年宇治市規則第32号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
 - (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
 - (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
 - (4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
 - (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。
- なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
 郵便番号 611-8501
 所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
 電話番号 0774-20-8716
 FAX番号 0774-20-8778

(掲示済)

宇治市公告第8号

天ヶ瀬ダムかわまちづくり広場等整備工事（芝生広場等）に係る条件付一般競争入札について

天ヶ瀬ダムかわまちづくり広場等整備工事（芝生広場等）について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、本工事は、契約対象工種の一部分を概略発注工として集約し、「主たる工種の直接工事費（概略発注工を除く直接工事費）」に対する率で一式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事です。

また、本工事は、「週休2日制工事」として、月単位の週休2日に取り組む工事です。

令和8年2月13日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 天ヶ瀬ダムかわまちづくり広場等整備工事（芝生広場等）
 - (2) 工事場所 宇治市宇治金井戸地内
 - (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 土工 | 一式 |
| 雨水排水設備工 | L = 120m |
| 舗装工 | アスファルト舗装（t = 4cm、5cm） A = 280㎡ |
| | 土硬化舗装 A = 52㎡ |
| | インターロッキングブロック舗装 A = 390㎡ |
| 階段工 | 石階段 W = 1000 64段 一式 |
| 現場打擁壁工 | 小型擁壁工 V = 9㎡ |
| サービス施設整備工 | ベンチ工 N = 6基 |
| | サイン施設工 N = 2基 |
| | パーゴラ工 N = 1基 |
| 植栽工 | 高木、中低木植栽工 N = 1457本 |
| | 地被類植栽工 野芝 A = 318㎡ |
- (4) 工 種 造園工事
 - (5) 工事期間 契約日から令和8年10月30日まで 219日間
 - (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制

限を適用する。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - (3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合を除く。
 - (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
 - (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を造園工事業について受けている単体企業であること。
 - (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、経営事項審査の総合評定通知における造園の総合評定値（P）を取得し、かつ、平均完成工事高を有していること。
- なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
 - (9) 以下の全ての条件を満たす主任技術者資格又は監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
 - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - ③ 営業所技術者の場合は、建設業法第26条の5に定める要件を満たしていること。
 - (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
 - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 営業所技術者以外の者であること。
 - (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。
- 3 入札参加資格の確認
- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。
- (2) 資格確認資料として添付する書類
- 資格確認資料は、次のものとする。
- ① 配置予定技術者調書
 - ② 配置予定現場代理人調書
- （配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）
- (3) 提出部数 1部
- 4 入札参加資格の確認手続
- (1) 確認申請書及び関係書類の配布
 - ① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。
- ② 配布期間
- 令和8年2月13日 午前9時から
令和8年2月19日 午後2時まで
- ③ その他
- 確認申請書等作成説明会は、実施しない。
- (2) 確認申請書の提出
- ① 提出方法等
- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
 - ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。
- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先
- 郵便番号 611-8501
京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課
- ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間
- 令和8年2月13日 午前9時から
令和8年2月19日 午後2時まで
- (3) 入札参加資格の確認通知
- 確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。
- ① 審査結果は、令和8年3月3日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
- (4) その他
- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 設計図書の配布
- (1) 入手方法
- 入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- (2) 配布期間
- 令和8年2月13日 午前9時から
令和8年3月18日 午後2時まで
- 6 設計図書類に関する質疑回答
- (1) 提出方法
- 設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。
- (2) 提出先
- 質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課
FAX番号：0774-20-8778
- (3) 質疑の受付期間
- 令和8年2月13日 午前9時から
令和8年3月4日 正午まで
- (4) 回答
- 回答については、令和8年3月10日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。
- 7 入札期間及び開札の日時
- (1) 入札期間
- 令和8年3月17日 午前9時から午後6時まで
令和8年3月18日 午前9時から午後2時まで
- (2) 開札日時
- 令和8年3月19日 午前10時00分
- 8 入札書の提出方法
- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。
- なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。
- 9 入札方法等
- 宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 10 入札の無効
- 次の入札は、無効とする。
- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。
- なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。
- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 11 予定価格
- 本件の予定価格は、71,881,700円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。
- 12 最低制限価格
- 本件については、最低制限価格を設定しない。
- 低入札価格調査制度を採用する。
- なお、調査基準価格は、59,281,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。
- 13 落札者の決定
- 宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 14 入札保証金
- 入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。
- 15 契約
- 本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。
- 16 契約保証金
- 宇治市工事等競争入札心得による。
- 17 支払条件
- (1) 前払金
- 前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。なお、令和8年度の前払金を令和7年度の前払金に合わせて、令和7年度に請求することはできない。
- (2) 部分払
- 部分払は、行わない。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和7年度 40パーセント

令和8年度 60パーセント

(4) 各年度の出来高予定額

各年度の出来高予定額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和7年度 0パーセント

令和8年度 100パーセント

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度に関する要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、低入札価格調査制度適用の工事入札に当たっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 「概略発注方式」の詳細については、特記仕様書、閲覧設計書及び積算参考資料を参照することとする。

また、概略発注工対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、積上げ積算による変更契約を行うものとする。

なお、当初入札時において、概略発注工の率の算出、内容及び金額に関する質問は受け付けない。

(6) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度に関する要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和8年2月27日	横島町一町田の一部・大幡の一部、広野町大開の一部・西裏の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地 洛南浄化センター



宇治市上下水道事業告示第1号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道施設保全課にて一般の縦覧に供します。

令和8年2月27日

宇治市長 松村 淳子